

月刊自治労連デジタル

(ホームページ版)



霞ヶ関での新春宣伝行動

▼2019 年 1 月号 contents

- すべての組合員が参加し、大幅賃上げ・長時間労働一掃・均等待遇を実現し、安倍 9 条改憲阻止し、「政治の流れを変える」19 国民春闘に！
- 自治体労働組合運動と民主的自治体労働者論
(2018 年第 16 期中央労働学校の講義より)

発行 日本自治体労働組合総連合

連絡先 03-5978-3580

<https://www.jichiroren.jp/>

2019.1.22

すべての組合員が参加し、大幅賃上げ・長時間労働一掃・均等待遇を実現し、安倍9条改憲阻止し、 「政治の流れを変える」19 国民春闘に！

自治労連書記長 中川 悟

職場・地域から民間労働者・全国の仲間・国民と連帯し、大幅賃上げ、消費税増税・社会保障の切り捨て阻止！

自治体公務公共職場では、「給与制度の総合的見直し」の完成に伴い、昨年4月以降、現給保障の廃止や扶養手当減額により、多くの組合員が実質的に減収となるもとで、18人勸が超低額勧告にとどまったことから、職場・地域から19国民春闘へ結集し、生活改善につながる大幅賃上げを実現させることが従来にもまして求められます。

2012年にスタートしたアベノミクスの下で大企業の内部留保は425兆円と安倍政権スタート時と比べ1.3倍にも増えています。1億円以上の役員報酬を得ている大企業役員も同比較で2倍近くにもなり、最高額はソフトバンクのR・フィッシャー副会長の20億円で、時給にして95万円にもなります。一方で労働者の実質賃金はこの5年で5%も減少し、年収200万円以下のワーキングプアは12年連続で1000万人を超えるなど、一層格差と貧困が広がっています。

格差を是正し、すべての労働者の賃金底上げをはかるためにも、19国民春闘におい

て、大企業の社会的役割を迫り、民間労働者の大幅賃上げを実現し、最低賃金の引き上げ、公務契約の適正化、公務員賃金の改善につなげていくことが重要です。

同時に可処分所得を増やすためにも、消費税の増税は何としても阻止しなくてはなりません。また、社会保障の切り捨ては地域の公務公共サービスの切り下げにも連動し、私たちの働きがいをも奪いかねません。

こうしたことから、職場・地域から民間労働者や全国の仲間、そして国民とともに19国民春闘へ結集するために、すべての単組が春闘要求を提出し、2月の地域総行動や3月14日の全国統一行動など、すべての組合員が取り組みに参加することが重要です。

長時間労働一掃・人員増の実現となくそう雇用格差・築こう公務公共職場！

また、「働き方改革関連法」が昨年7月に成立し、36協定の上限規制等が導入され、今年4月から施行されることになりました。国家公務員においても、18人勸の「報告」において、民間労働法制の改正を踏まえ、時間外労働の上限規制が報告されました。

こうした中で、自治体・公務公共労働者においても、民間労働法制や国家公務員の取扱いを踏まえた時間外労働の上限規制は、19 春闘において待ったなしの課題となります。そして長時間労働の解消には人員増が不可欠です。

自治労連は長時間労働一掃と本格的な予算人員闘争を一体で推進する「こんな地域と職場をつくりたい」の運動の 19 春闘段階の取り組みとして、「いっせい職場訪問」（1 月中旬～2 月、5 月～6 月）をすすめながら、すべての職場で時間外労働規制と予算人員闘争をはかります。

加えて、自治体の臨時・非常勤職員の雇用において、会計年度任用職員制度への導入問題では、総務省が当初、18 秋の「職員団体との協議」、19 春までの「関係条例議会上程」のスケジュールは全体として大きく遅れ、多くの自治体が今年の 6 月議会での条例上程をめざしています。また、小さな市町村を中心に、条例化の業者丸投げ、民間委託の推進、臨時・非常勤職員の民間業者への包括移籍が計画されるなど、19 春闘から夏季闘争にかけてのたたかいが極めて重要になっています。自治労連は「力を合わせ、なくそう雇用格差！築こう充実した公務公共職場！（正規・非正規つなぐアクション）」の取り組みで 19 国民春闘へ合流します。

安倍 9 条改憲・米軍新基地建設阻止し、統一地方選挙と参議院選挙で「政治の流れ」を変えよう！

安倍首相は 9 条改憲に固執し続けています。この間私たちが取り組んできた「安倍 9 条改憲 NO！憲法を生かす全国統一署名」

（3 千万署名）や野党共闘の広がり、沖縄県知事選での勝利など、平和を願う国民の声の高まりによって、当初、秋の臨時国会で狙われていた自民党の改憲案の国会提示を許さなかったことは大きな到達点です。しかし、安倍首相は通常国会で巻き返しを狙うなど予断を許しません。

また、来年度の軍事費の概算要求は 5.3 兆円となるとともに、兵器売込みで対日貿易赤字の解消を迫る米トランプ大統領の存在により、急増する米国からの兵器導入が軍事費を押し上げています。米国と一体になった「戦争する国」づくりが、社会保障や地方財政を著しく圧迫し、消費税増税の引き金にもなっています。改めて、安倍 9 条改憲、「戦争する国」づくりと米軍基地建設を阻止するため、「3 千万署名」と憲法キャラバンの成功に向けて一層奮闘することが求められます。

今年の春には統一地方選挙、夏には参議院選挙が行われます。私たちの身近な要求を実現するうえでも、19 国民春闘で「政治の流れを変える」ことが何よりも求められています。

そのことは、①「公務員総人件費攻撃」のもとで、職場の最も切実な要求である、すべての労働者の賃金引き上げや長時間労働の解消とそのための人員増が阻まれていること、②社会保障が切り捨てられるなかで、地域の公務公共サービスが切り下げられ、私たちの働きがいも奪われようとしていること、③地方財政が圧迫されるなか、会計年度任用職員制度の導入を機に、「公的サービスの産業化」が一層すすめられようとしていること、④沖縄では地方自治が蹂

躪され、県民の民意を蔑に米軍基地建設が強行されていることなどからも明らかではないでしょうか。とりわけ参議院選挙で与党とその補完勢力を少数に追い込めば、安倍9条改憲の息の根を止めることも安倍政権そのものに退陣を迫ることも可能になります。

自治労連結成30年、春の組織拡大で増勢に！

秋の組織拡大集中期間では、未加入の新規採用者に対する「ねばり」強い加入の働きかけ、7～10月採用者に対する「スピード」を発揮した加入の働きかけに加え、会計年度任用職員制度の説明会や学習会開催などと合わせた、いま労働組合に団結して立ち上げることを率直に訴えることで、加入がすすみ、全国で2つの新たな労働組合が結成され、前年度の秋を210人も上回る仲間を自治労連に迎え入れました。

自治労連は今年3月に結成30年を迎えます。秋の勢いを春の組織拡大集中期間につなげ、この間の全国の実践や教訓を「真似てひと工夫」、そして「増やす人を増や」し、「近い」をいかし、「あなたの力が必要」「あなたの加入がみんなの力に」と訴え、未加入の仲間や新規採用職員と総対話し、結成30年の今年を何としても増勢に転じましょう。

自治体労働組合運動と民主的自治体労働者論

(2018年第16期中央労働学校の講義より)

自治労連顧問 駒場忠親

はじめに

自治労連顧問の駒場です。民主的自治体労働者論という言葉は非常に漠としたものです。自治体労働者論といえば自治体労働者のあるべき姿を指すのかとわかると思います。しかし立場によって色々な見方が出てきます。私たちが民主的自治体労働者論といったときには、日本国憲法を踏まえた自治体労働者のあるべき姿、自治労連が自治体労働運動を進めていく上での立場ということになります。まず自治労連の1998年定期大会の方針を紹介します。

自治体労働組合と自治体労働者は、地域住民の要求に応え、仕事の改善、行財政の民主化、住民本位の行財政の発展に不断に取り組むと共に、地域住民と共に地方自治体を住民自治の組織として発展するよう、日常的に追求する必要があります。そして全体の奉仕者として住民本位の行政を遂行したいという職務上から生まれる要求を大切に、組織し発展させることが重要です。自治体労働者の賃金・権利・労働条件の前進、改善のたたかいを進めるにあたって、地域住民のために積極的にその意欲・力を発揮する観点を重視し

て地域住民の支持・共感を得て前進させるよう取り組むことが重要です。



7月28～30日にかけて行われた中央労働学校の2日目に講義した駒場顧問

民主的自治体労働者論を实践するうえでかなり整理されたものです。この方針について皆さんは自治体労働組合運動を進めるうえで当たり前のことと読まれたと思います。ただ1960年代の終りから70年代の頃、私が20代のころは違います。例えば「仕事の改善」や「全体の奉仕者」という言葉です。労働組合の課題として掲げるなど考えられませんでした。これらが課題として普通のこととなるには歴史がありました。しかもたたかいとったことでもあります。自治体労働者の働く喜びや誇りは先

2019年1月22日

人に続く私たちのたたかいなしには実現しません。民主的自治体労働者論を学ぶ趣旨・意図はここにあります。

I 自治体労働者のあるべき姿は、自治体労働組合の基本的任務として、結成当初から模索・探求されてきた

1 自治体労働組合は「民主的公僕」をめざし結成された

最初に私が申し上げたいのは、自治体労働者のあるべき姿はもともと自治体労働組合の結成の原点のひとつとして、模索・探求されてきたということです。

図表を見てください。

まず労働組合の結成と趣旨について申し上げます。1946年6月、全国公共団体

職員組合連合会（全公連）が結成されました。県職や都市職の主には事務系の職員が作った組合です。趣旨には「行政執行の民主化を徹底せよ」などが掲げられました。

そして同じ年の11月に日本都市労働組合同盟（都市同盟）が結成されました。事務系の職員も含まれていましたが現業系の人たちが中心になってつくりました。そこでは「官庁民主化の要求」や「天下り排撃・反動的職制の追放・市幹部及び組合代表者よりなる会議の設置」などが掲げられました。そして1947年11月に全公連、都市同盟の合同で自治労連がつくられます。この自治労連は今の自治労連とは違います。結成大会では「自治体労働者の生活権の確保」に加え「地方自治行政の徹底的民主化」「自治体労働者の団結・全労働者の戦線統一」「行政の民主化、制度機構の合理化、勤労官公吏の徹底的再配置、業務能率の刷新、

窓口業務の強化、市民への積極的奉仕」が掲げられます。

少し戻りまして1946年1月15日に東京都職員組合結成準備委員会が、組合の結成に際し「全職員は都民のためのより良い都政を執行する民主的公僕たること」「そのための経済的裏づけとして生活を安定せしめること」「以上の成否の鍵としての人事の開明性を確保すること」と呼びかけています。

戦後の荒廃から立ち上

戦後労働運動概略		自治労結成まで
1945年	8月	ポツダム宣言受諾
	9月	マッカーサー日本管理方針声明
1946年	12月	旧労働組合法公布
	6月	全国公共団体職員組合連合会（全公連）結成
	8月	日本総同盟結成
	8月	産別会議結成
1947年	11月	日本国憲法公布
	11月	日本都市労働組合同盟（都市同盟）結成
	1月	マッカーサー 2・1 ゼネスト中止を指令
	3月	全労連結成
	5月	官吏服務規律の一部改正
	4月	地方自治法公布
	10月	国家公務員法公布
1948年	11月	全公連 都市同盟の合同で自治労連結成
	2月	産別民主化同盟結成
	7月	公務員の争議禁止を含む公務員法改正を要望
	7月	政令201号公布
1949年	11月	国家公務員法改正公布 人事院発足
	4月	地方公務員7万5千名整理方針発表
	7月	地方自治庁設置
	11月	地方公務員法閣議決定
1950年	1月	自治労連刷新協議会構成労組が自治労連脱退、自治労協結成
	6月	朝鮮戦争勃発
	7月	総評結成
	11月	占領軍 全労連の解散を指令
1951年	12月	地方公務員法公布
	9月	日米安保条約調印
1952年	4月	サンフランシスコ講和条約 日米安保条約発効
	9月	地方自治法改正 特別区長公選制廃止
1953年	10月	第1次地方制度調査会答申 警察制度の府県警察への一本化 府県教育委員会の委員を任命制に
1954年	1月	自治労連、自治労協 合同統一 自治労結成

がる自治体労働組合が、その結成に当たり、自らの労働条件に加え、「官庁民主化」「民主的公僕」を目指したことが分かります。

なお、組織的には1949年11月に自治労連は分裂し自治労協がつくられます。そして1954年1月に自治労連と自治労協の統一で自治労が結成されます。この自治労が1989年まで私が身を置いた自治労です。1989年以前の自治労は今の自治労とは組織的に異なります。まずそのことを認識しておいてください。

2 模索・探求が生まれた客観的状況

公務員の労働者性の承認と日本国憲法の制定

では何故結成の際、自治体労働者のあるべき姿が模索・探求されたのかについてです。考えられるいくつかのことがあります。

旧労働組合法の公布

まず1945年にポツダム宣言を受諾した以降、マッカーサーが日本管理方針という、占領統治のための方針を出します。

そして旧労働組合法が公布されます。1945年12月22日に公布されました。第3条で労働者の概念が規定され、官公労働者も労働者としてその適用範囲（但し警察官・消防・監獄職員は除く）とされました。ただ争議権は、現業公務員は認められましたが非現業公務員は禁止されました。

日本国憲法公布

次いで日本国憲法が1946年11月3

日に公布され官公吏制度の民主化が始まります。

公務員の地位が国民主権の原理からその選定や罷免に関する権限が国民固有の権利の上に考えられるようになりました。職務は「国民全体の奉仕者」とされました。これは天と地がひっくり返るような大きな転換でした。

また、官吏服務規律は第1条「凡そ官吏は天皇陛下及び天皇陛下の政府に対し忠順勤勉を主とし法令命令に従い各其職務を尽くすべし」（1887年制定）から、「凡そ官吏は国民全体の奉仕者として誠実勤勉を主とし法令に従い各職務を尽くすべし」（1947年5月2日）と改正されました。

戦前の地方制度の下では府県や市町村の職員は天皇の官公吏として中央政府の下働きをさせられていました。職員は吏員、あるいは書記と雇員・傭員の身分に区分され官吏制度の末端に位置づけられていました。官吏制度は親任官（大臣級）に次いで高等官（勅任官・奏任官）、その下に判任官がありここまでを官吏と呼んでいました。これらは身分として分けられ食堂や便所も差別されるというひどいものでした。地方にはトップの高等官待遇の職員もいたとされますが、府県や市町村吏員の大部分は判任官待遇だったといわれます。

日本国憲法に基づく地方自治制度の改変

日本国憲法は1947年5月3日に施行されました。それにともない地方自治制度が大きく変わりました。戦前からの悪名高い内務省が解体され、市町村の監督官庁であった府県が完全な地方自治体となりました。

た。知事も県民が選挙で選ぶようになり、また都道府県と市町村が対等な関係になり市町村の首長、議会議員も公選になりました。女子にも選挙権が付与されました。政治警察といわれた国警制度が自治警察に、教育制度を文部省から切り離し住民の直接選挙による教育委員会制度の下に置かれるようになりました。職員は市民の公僕たる公務員となり、戦前の天皇の官公吏としてのあり方が否定されたのでした。

都道府県や市町村に残る戦前の「官僚機構」

しかし一路、民主化が進展したわけではありません。内務省は解体されましたがそれを担った圧倒的多くの官公吏は残りました。ポツダム宣言を受けた戦後の民主化政策のひとつに公職追放というものがありましたが、戦前の「官僚機構」を担った圧倒的多くの官公吏は追放を受けず残ったのです。加えて制度の面でも戦前の国と地方の事務配分方式が引き継がれ、中央省庁による自治体への縦割りの統制が可能となりました。

こんなことがありました。名古屋市職連の結成大会の基本要求は給与の引き上げと共に庁内民主化というものでした。「市幹部及び組合代表者よりなる会議の設置」「課長以上とこれに準ずるものに対する信任投票権の確保」「組合運動を妨害する反動分子の追放」「階級的職名の全廃」「宴会の全廃」というものです。官公吏制度は民主化されたというものの、労働組合の役員を足場に出世をはかろうとする不純な職員が存在し、職場には戦前の「吏員、雇員、傭員」という身分差は残ったままでした。制度は変わっ

たけれど実態は不合理なものが残ったことから、組合結成の原点に「官庁の民主化」や「民主的公僕となるためわれわれは頑張ろうではないか」というスローガンが掲げられたということです。当時の姿が目につくかぶようです。

3 自治研活動は自治労連結成の原点と重なり開始され、そこから民主的自治体労働者論の模索・探求が開始された。

自治体労働者のあるべき姿を探求する自治研活動は、自治労連結成の原点と重なり開始された

自治研活動は1957年から始まりました。第1回自治研全国集会が長野県甲府市で4月5日から6日の二日間行われました。歴史的には自治研活動の創始と言われる出来事です。

最近、自治研活動を開始した当初に発行された自治研の手引き（1958年11月自治労自治研推進委員会）を読みました。そこには「自治研活動は昭和22年11月、自治労連結成の時から始まったと言っていいでしょう」という言葉があります。戦後の諸改革で地方団体職員は法律の上では住民への奉仕者、公務員労働者になったが、職員が公僕となり住民に奉仕するためには、まず官僚機構を民主化し仕事の性格を変えていかねばならない。このことは労働者としての職員の生活を向上しようとして組織された職員組合の基本的任務のひとつだ、というものです。

自治研活動とは、「公務・公共業務を担う自治体・公務公共関係労働者が、自らの仕

事を住民の立場で見直し、住民と一緒に
って職場・地域を良くすると共に、働き甲
斐を高める」運動といわれます。自治研活
動の手引きを作成した当時の組合役員や学
者・研究者は、自治体労働者のあるべき姿
を探究する、その萌芽を自治労連結成の意
義と重ねて認識していたということになり
ます。

自治研活動の創始といわれる歴史的意義
が、1947年の自治労連結成の志に通じ
ていることに驚きました。

自治研活動は地方自治防衛闘争への深い反 省から提起された

その自治研活動は、自治労第7回中央委
員会で提案された「地方財政確立のたたか
い」（1956年5月）の方針を決定すると
ころから始まりました。すでに福岡県など
幾つかの自治体労働組合では実践されてい
ましたが、全国的に開始されたのはここか
らでした。

その方針は自治体労働組合運動史で特筆
すべき内容ですので、その一部を紹介しま
す。

地方自治の危機が大きく叫ばれ、これに抵
抗する勢力は日ごとに増大している。この反
動政策の渦の中に、全国の50万の自治体労
働者は、建設行政に、衛生行政に、また福祉
行政に、それぞれの分担する職務を通じて、
地方住民の切実な要求と収奪を強化する政策
のあいだに挟まれ、悩み苦しんでいる。良心
的に職務を遂行しようとするほど、この
矛盾を強く感じる。この条件の中において、
自治体労働組合の存在が重大な意義を持ち、

今後あらゆるたたかいは、この条件を無視し
て組織し得ない。従来、数多くのたたかいを
組織する中で明らかになったことは、抽象的
に地方自治の危機と軍事体制を結びつけて説
いても、行動に発展させる原動力にならな
かった。また組織の内部においても、激しい首
切り、賃下げ攻撃の前に、現象面に対する対
策に終始し、自治体行政全般にわたる考究が
ほとんどなされえない状況にあった。これら
過去の反省の上に立って、敵が現在仕組んで
いる自治体のからくりを、われわれ自治労の
研究と討議によって明らかにし、自治体労働
者が職場の隅々で相互を理解すると共に、直
接影響を受ける住民に積極的に訴えなければ
ならない。われわれは、ここに地方自治研究
集会を企画し、あらゆる困難を排除して発展
させなければならない。

当時自治労は、地方財政が極度の窮乏に
おかれた下で地方自治防衛闘争を提唱し運
動を進めていました。ところが長野県で行
った地方自治防衛県民大会で、ある県民代
表から「教員が首を切られることは教育の
質の低下を招き、子を持つ親として黙って
いるわけにはいかない。しかし役人は多
すぎるから首を切ってもよいのではなかろう
か」という言葉を浴びせられました。自治
労の役員はびっくりしました。組合の理解
によれば人員不足や労働条件の悪化に抵抗
することは住民の要求を実現することに一
直線につながると思っていたからです。住
民が今の自治体を住民の要求を実現する機
関でなく、住民の要求をそらし、住民を操
縦し、住民と対立する機関である、と思い
込んでいる。「この壁」（自治研の手引き）
を破らなければならない。自治研活動を始

めた問題意識のひとつがここにありました。

発展を阻害する要因を抱えてスタート

同時に当時の自治労は、自治研活動を始めるにあたって、地方自治防衛闘争が上手くいかなかったことを理由のひとつにあげていました。しかしその弱点を克服することなく自治研活動はスタートしました。地方自治防衛闘争は1955年の国会・地方選挙で、当時の社会党議員を当選させる選挙闘争と結びつけたため、職場では全く実践されず、また選挙が終わると立ち消えになってしまいました。さらに自治労の首切り反対、給与の切り下げ反対闘争の戦術として利用されたともいわれます。「特定政党支持」の政治路線と、それに従属させた運動路線が地方自治防衛闘争の失敗を招いたのです。にもかかわらず克服されなかったのです。

後に自治労は自治研活動を「自治研活動とは住民のための地方自治を作り上げ民主主義をいっそう発展させるための自治労の運動である」と定義しますが、それはこうした狭いセクト的な方針の下で生まれたのです。

また当時の自治体労働組合運動の主体的力量、主体的条件の制約もあり、自治研活動の発展は阻害されました。1947年に生まれた自治労連は激しい反共攻撃の下で、1949年、自治労協という組合がつくられ分裂しました。やがて1954年に再統一し自治労が結成されましたが、分裂から再統一に至る政治的背景であった反共主義やセクト主義は、色濃く残されたままでした。

1949年、50年、占領政策の大転換で、朝鮮戦争勃発を促進剤にレッドパージで、日本共産党員、またその同調者とみなされた国家公務員、地方公務員が追放されました。これらの経過で「国民の中に反共的意識と共産党を嫌悪し恐れるという意識が培われた」（「戦後史の汚点」北海道大学名誉教授 明神勲）といわれます。

戦後の自治体労働組合運動で歴史的意義を持つ自治研活動は、残念なことに、自治労が持つ弱点と時代的制約という困難を抱え、スタートしたのでした。

Ⅱ 民主的自治体労働者論は、地方財政危機下での賃金闘争や、民主的自治体を建設する自治体労働組合運動によって、実践的に生成されていった

1 「衛都連行動綱領（草案）」の発表 「地域住民の繁栄なくして自治体労働者の幸福はない」 1963年 大阪衛都連

「草案」は自治研活動で萌芽的に議論されていた自治体労働者と自治体労働組合のあるべき姿を、自治体労働組合運動の歴史に残る賃金闘争の経験を経て、その性格を規定した

自治体労働組合の結成の原点であった「民主的公僕」や「官庁の民主化」が、自治研活動を開始することによって自治体労働者、自治体労働組合のあるべき姿の探求へと発展しました。それが具体的に民主的自治体労働者論の生成へと進展したのは、地方財政危機の下での賃金闘争や、民主的自治体建設のたたかひの実践を通してでし

た。ここで大事なことは、民主的自治体労働者論の生成は、はじめに理論があったのではなく、要求闘争を通してだったということです。

歴史に残る二つの事例を紹介します。まず大阪衛都連の「行動綱領（草案）」の発表です。

大阪衛都連は1963年に「衛都連行動綱領（草案）」を発表しました。皆さんも知る「地域住民の繁栄なくして自治体労働者の幸福はない」という言葉で有名な「草案」です。

「草案」の先駆性は自治体労働者と自治体労働組合のあるべき姿、性格を規定したことでした。

「草案」は自治体労働者の性格を「公務員労働者は政府や自治体当局に政治的良心や自由を売り渡したのではなく、勤労人民として、労働者としてたたかう権利をまさに持っている」と規定しました。そして「（自治体労働者は）国民に奉仕し、社会のために働くべきであり、当局に奉仕し、当局のために働くべきでない」と、公務員労働者の本質はそこにあると指摘しました。

これまで自治研活動で議論していた自治体労働者の姿は「自治体労働者は自分が従事する仕事を通じ、国の収奪政策の下請け機関化しつつある自治体の姿と、地域住民の板ばさみに苦しんでいる」、当時サンドイッチ論とよばれているものでした。

「草案」はその認識を克服し自治体労働者は労働者階級の一員であり、同時に「国民に奉仕し国民のために働く」労働者であると明確にしたのですから、その意義は歴史的なものです。

同時に「草案」は労働運動、自治体民主

化闘争の中に位置づけられる自治体労働組合の独自の役割も明らかにしています。

「草案」は「衛都連労働者は労働者階級と、勤労的な住民の諸階級を結びつけるという他の誰にもできないやりがいのある任務につかなければならない」と提起しました。自治体を民主化し地域住民のための地方自治を目指すには、主権者である住民と地域の労働者の団結が欠かせない、その団結を促進する役割を果たせ、と自治体労働組合の特性を明確にしたのでした。今では当たり前のことですが「草案」はそのことを定式化しました。

自治体労働者に仕事で頑張れと滅私奉公を強いては「行政補完」の活動にとどまります。自治体労働組合の役割、性格を発揮したことにはなりません。国民に奉仕し国民のために働くには、首長の姿勢、地域住民の力、議会の力、そして行政内部の職員、特に労働組合の力、これらが結びつき補完しあうことが必要です。「草案」はその観点から提起されたものであります。

また「草案」には当時の国際的な労働組合の公務部門である「公務員インター」の議論の到達点が反映されています。衛都連の青年組合役員であった猿橋真さんが、その公務員インターの会議に参加しました。猿橋さんは「草案」を作るメンバーのひとりでした。「草案」は学者、研究者の力と組合役員の力で作成されたといわれますが、こうして国際的な「知見」も取り込んだものでもありました。

余談です。私が都職労の若手といわれた中央執行委員のときでした。自治体学校の助言者として当時、衛都連の中央執行委員長だったと思いますが一法さんと同じ部屋

2019年1月22日

になりました。夕食を終え部屋に戻ると次々と衛都連から参加した方たちがその部屋に入って来ました。なぜかと思ったら一法さんを囲んでそこで首長選挙の対策が始まったのです。「へー、こんなところまで来て選挙闘争をやるのか」と驚きました。その体験があるものですから「住民の繁栄なくして自治体労働者の幸福はない」というテーゼよりも、私の衛都連に対するイメージは賃金闘争の権化、選挙闘争の鬼、というものでした。「衛都連行動綱領(草案)」はそういう労働組合によってつくられたということです。

2 「民主的京都府政の新たな前進と自治体労働者の役割と責務」(京都府職労1972年度方針) 行政論の見地を提起

地方自治体と自治体労働者の性格を規定した。行政論からの提起は戦後自治体労働組合運動の画期をなすもの

「衛都連行動綱領(草案)」に続くもうひとつは1971年に発表された「民主的京都府政の新たな前進と自治体労働者の役割と責務」というものです。私はあらためて読み直してみましたが今に通じる練られた方針です。1年間、職場討議にかけ決定された方針です。

方針の肝は、仕事の責任は当局にあったとしても、自分たちはいわれたとおりにやっているだけでいいのだろうか、仕事についても労働組合としてきちんと向き合うべきだと、行政論の見地からも方針を提起しているということです。この提起は自治体労働組合運動の歴史では京都府職労が最初

でした。

運動論から提起された「衛都連行動綱領(草案)」に加え行政論の見地から提起されたこの方針について、当時議論もあったようですが、私は歴史的意義を持つ方針だと思っています。

自治体の現状と自治体労働者の立場についてこう述べています。紹介します。

「大資本に奉仕する自治体、地方自治体は国家の下部機構のひとつとして作られた反動的な国民支配の執行機関としての制度であるが、地方議会の制約を受ける地域住民の自治組織としての制度でもある」

「しかし自治体の行政を民主化することも可能」

「自治体労働者は地域住民の利益を擁護する立場で働くことが根本である」

「民主的京都府政の前進は『政府・自治体当局のためでなく、住民のために働き、民主的自治体建設のために、勇気を持って献身的に活動する自治体労働者の立場』を貫く府庁労働者の力にかかっている」

民主的自治体労働者論の運動論と行政論の結合の見地を、自治体労働組合の立場から初めて提起した

また方針は、民主的自治体労働者論の運動論と行政論の結合の見地を、自治体労働組合の立場から初めて提起しました。

自治体労働者のたたかひの二つの側面、ということでこのように提起しています。

「自治体労働者は労働者の立場と行政を執行する二つの立場を持っている……こ

の側面は対立するものではなく統一した立場」

「労働者の立場は自分たちの要求を実現するために労働組合に団結してたたかうこと・・・・・・行政執行者の立場とは『自民党政府の下での反動的な制度に縛られ、不完全、不十分な仕事をさせられている』ということ・・・・・・行政を執行する立場としての自治体労働者のたたかう方向は、住民の利益擁護を第一の課題として住民との団結を求め、労働と民主的活動を通じて民主的自治体建設のためにたたかうことです。政府・自治体当局のためでなく住民の利益のために働く立場は、反動首長の下でも、革新首長の自治体でも共通する自治体労働者の根本問題です」

京都府職労の先駆的な「執行者」論は、蜷川民主府政を擁護・発展させる闘いを通じて提起された

当時、内容に「行政を執行する立場」と触れられたことから方針は「執行者論」ともよばれました。そして府政への労働組合の介入ではないか、政治主義的ではないかなど議論をよんだそうです。地方自治法がいう執行機関との関わりから仮に「執行者」という表現に意見が寄せられたにせよ、私は方針が持つ歴史的な意義は損なわれないものと思っています。

「衛都連行動綱領（草案）」が発表されてから数年後、民主的自治体労働者論は自治体労働組合の実践でここまで到達したのでした。

どんな苦労があったのか。今はなくなられた大江洸さん、京都府職労の書記長をされ自治労連の委員長を経て全労連の議長をされた方ですが、その方から話を聞いたこ

とがあります。

社会党、共産党を中心とする京都の民主勢力は1950年4月、蜷川虎三候補を当選させ全国で初めて革新知事を誕生させました。蜷川さんは当時吹き荒れた反共攻撃を「反共は戦争前夜の声、組合弾圧は戦争への道」と、円山公園の3万人大集会で喝破した方です。

ところが歴史的なその選挙闘争に京都府職労は参加できませんでした。京都市職労は参加したそうです。何故なのか、大江さんは「共産党とは一緒にやれない」という反共主義の立場に立つ組合員が多かったからだと言われました。また当時の副知事が政治的には色々あったのですが、こと経済的要求に限っては組合の要求に応じてくれ、当局と対立することの難しさもあったようです。

蜷川さんのその第一期目から府政を支える京都府職労の新たなたたかいが始まりました。京都府職労は「賃金を払えない知事は革新でもなんでもなし」とか「仕事の責任は当局責任、いわれたことだけをやればよい」「公約実現は当局責任」という声が職場にある下で、組合員の要求・声と向き合いその実現のためたたかいました。そして、労働を通じて蜷川民主府政を支えるたたかいを実践したそうです。

革新自治体は70年代後半には200自治体を超えました。主な大都市の東京都、大阪府、大阪市、川崎市、横浜市などで実現しました。その攻防は戦後社会運動史に残る激烈なものですが、京都府職労の50年代からのたたかいはそのパイオニアであったと思います。

3 運動論と行政論の見地を結合させた実践の探求

財政危機の下で「財政の2割執行留保」(約200億円)方針を積極的に支持・運動化した京都府職労のたたかい(1975年)

大阪衛都連の「行動綱領(草案)」や京都府職労の方針が60年代後半から70年代の自治体労働組合運動に大きな影響を及ぼし、全国各地で実践が始まりました。運動論と行政論の見地を結合させた民主的自治体労働者論の実践、挑戦の始まりです。

幾つか紹介しますが、はじめに先ほどの京都府職労の実践です。

1975年、自民党政府は、おりからの地方財政危機を、公務員の人件費と福祉のバラマキを理由にあげ革新自治体つぶしの攻撃を強めていました。そんな下で蜷川府政は府民の暮らしと財政再建を両立させようと、「財政の2割執行留保」の方針を出しました。政治的には革新・民主の京都府政を擁護する意味を持つものでした。

京都府職労はその府政の方針を支持し、自治体労働組合として運動化したのです。文字通り民主的自治体労働者論の運動論と行政論の見地を結合させた実践です。当時からいえば挑戦だったことでしょう。組合員に提起した京都府職労の方針の肝は次のようなものです。

府職労が組合員に提起した「三つの立場」「三つの方向」「三つの団結」

三つの立場とは①住民の暮らしを守る立場、②働く職員の賃金、労働条件を守る立場、③再建団体転落の攻撃から守る立場

三つの方向とは①住民と共に政府への要求闘争、②大企業本位の諸制度を改めるなど独自に可能な財源対策を強める、③行財政の自己点検で無駄を省いた効率的行政

三つの力の団結とは①首長、②事務当局、③労働組合の協力・共同

京都府職労は、蜷川府政が出した「財政の2割の執行を留保する」方針を積極的に支持し、「三つの立場」と「三つの方向」を具体化するため、首長、事務当局、そして労働組合が団結し、自治体労働組合として実践したのでした。1975年のことです。今あらためて、京都府職労が実践したそのことが持つ意義の大きさに驚いているところです。

労働条件のあり方を自ら見直し誇りを取り戻した名古屋市職労のたたかい(1975年2月) 執行部提案 作業改善の運動(自治体労働組合読本 自治体労働運動研究会編 学習の友社)

次に名古屋市職労の清掃労働者のたたかいを紹介します。私が都職労の役員時代、80年代の頃だったと思います。名古屋市職労の、たしか委員長をされていた方でした。その方は清掃職場出身で、私はたたかいをじかに聞いた記憶があります。

1970年代前半から名古屋市は本山さんを市長とした革新市政でした。先ほどの京都府と同様に、当時、自民党を中心に革新本山市政への攻撃が強められていました。その革新自治体つぶしの対象に清掃職場があげられたのです。結論からいえばその攻撃に清掃労働者が勇気を持ってたたかった

ということです。スローガンは「清掃差別をなくし、われわれの子供が胸を張ってうちの父さんは清掃で働いているといえる職場をつくろう」というものでした。

当時は賃金が安いことや差別があるため、清掃労働者は縁故者に限られていました。しかしゴミやし尿が増え続けたため、当局は新たな清掃労働者を他県や炭鉱離職者からも求めました。勧める際の言葉は「賃金は安いチップがあるから生活はできる」というものでした。また清掃局に働いているということだけで子供が学校でいじめられることや妻子に清掃で働いていることを隠す、ということもあったといわれます。こうした清掃労働者の苦しみを、当局はチップ、早出、早帰りにすり替え、清掃行政の安上がり政策として徹底的に利用したのです。本山革新市政の打倒を狙う保守系議員はそこに攻撃を加えたのでした。

1975年2月、執行部は作業改善の運動を提案しました。ひとつは清掃労働者の10年のたたかひの歴史を一步すすめて、これまで勝ち取ってきた権利を守り、発展させよう。二つ目に行政職給料表の一本化を勝ち取ろう。三つ目に清掃差別をなくし明るい職場を作ろう。そのために自らの作業を点検し、市民の信頼と支持を勝ち取ろう。三つの弱点、①早出・早帰り、②チップ、③ボソ（有価物）をなくそう、というものです。

作業改善の提案は職場で大紛糾したそうです。チップや早出・早帰りは長い間の習慣となり生活の様式ともなっていた組合員にとって、執行部の提案は青天のへきれきでした。職場オルグ・討論では殴り合いや灰皿もとんだといわれます。先ほど紹介し

たスローガンはそうした下で生まれたものでした。清掃労働者は、200万市民の生活環境を守る重要な行政現場で働くわれわれがこのままでよいのか、清掃差別をなくし子供が胸を張って「うちの父さんは清掃で働いている」と言える職場を作ろう、と誰もが胸のうちに秘めていた苦しさを2ヶ月にわたって議論し、4月の臨時大会で作業改善の方針を決定しました。

この作業改善の取り組みはマスコミでも高く評価され、その後の清掃労働者のたたかいへの市民の支持と共感が広がりました。

自治体労働組合運動の歴史、と言葉で言いますが、歴史の一つひとつは血のにじむようなこうした組合員の思いで作られるということ、私はあらためて実感しました。

Ⅲ 自治体職場に今なお残る、自治体労働者論をめぐる系譜

1 反動的自治体労働者論の形成、虚構の論理で「権力に奉仕」させる

反動的自治体労働者論とよばれるその内容

自治体労働者のあるべき姿は立場によってさまざまな内容で語られます。すでに触れているように自治労連は民主的自治体労働者論を語ります。しかし職場や地域には今なお克服すべきさまざまな立場からの自治体労働者論が存在します。理解を深めるために歴史を追いながら、その系譜を紹介します。

まず反動的自治体労働者論とよばれる内容についてです。

反動的自治体労働者論の内容としてよく

いわれるのは「公務員は全体の奉仕者である」「公務員の使用者は住民である」「公務員は政府（主権者国民に基礎を持つ）に忠誠の義務を負う」というものです。そして公務員が持つ「全体の奉仕者」性を理由に、公務員の労働者、市民としての権利を否定・制約し、公務員を「政府・時の権力」に奉仕させます。反動的自治体労働者論というより、社会的には「全体の奉仕者論」とよばれています。

わたしたちは、自治体当局に雇用された日本国憲法28条がいう労働者です。主権者である国民に職務を通じて奉仕する労働者です。日本国憲法15条がそのことを指しています。反動的自治体労働者論は、この28条と15条を対立させ「権力に奉仕させる」ものです。

政府が「主権者に基礎を持つ」からといっても主権者そのものではありません。公務員に、このことを根拠に主権者でなく政府に忠誠を尽くせ、というのは暴論です。選挙で選任された自治体首長が、主権者である住民を足蹴にするさまを見ている私たちにはそのことが理解できます。

私は、反動的自治体労働者論に関しそう思っています。

アメリカ占領軍の日本政府宛「書簡」とそれに基づく政令201号

反動的自治体労働者論の根っこはアメリカ占領軍の日本政府宛の「書簡」とそれに基づく政令201号です。

「書簡」は「連合国最高司令官書簡」と呼ばれるもので1948年7月22日に出されました。要旨は次のようなものです。

その勤労を公務にささげるものと私的企業に従うものとのあいだには顕著な区別が存在する。前者は国民の主権に基礎を持つ政府によって使用される手段そのものであって、その雇用される事実そのものによって与えられた公共の信託に対し無条件の忠誠の義務を負う・・・・・・彼ら自身の職務が政府の機能に関係するものである以上・・・・・・自ら支持を誓った政府を麻痺せしめんと企図するこのような行為は想像し得ないものである。

それから数日後、日本政府はそれに応え「昭和23年7月22日付内閣総理大臣宛連合国最高司令官書簡にともなう臨時措置に関する政令」、よくいう政令201号を発しました。1948年7月31日のことでした。

政令201号は第1条で公務員の団体交渉権を否認し、第2条で公務員の争議権を禁止しました。

時代背景

何故このようなことが起きたのか、時代背景から考えて見ます。

当時、官公労働者を中心にした労働運動の高揚がありました。飢餓突破賃金引き上げに加え、内閣打倒のスローガンに見られる民主化要求が軸に座っていました。そのたたかいは1947年1月15日にはナショナルセンターである総同盟や産別会議、全官公など400万人もの労働者が参加する全国労働組合共同闘争委員会の結成へと発展しました。そして結成直後、2月1日に260万人が参加する全国いっせいスト

ライキに突入すると宣言しました。しかし、占領軍マッカーサー司令官から「ゼネスト禁止声明」が出され、ストライキそのものは中止されました。戦後最大のたたかいとして労働運動史に「2. 1ゼネスト」と残る出来事はこのことを指します。

一方、民主化政策を掲げた占領軍の政策は、いわゆる冷戦体制に舵が切られました。1950年には朝鮮戦争の勃発、1951年にサンフランシスコ講和条約の成立、それらを背景に1953年に自治体警察の廃止、1954年には教育委員の任命制・教師の政治活動禁止と、地方制度の中央集権化が進みました。この間、行政整理の名によるレッドパージも、占領軍と日本政府によって実施されています。めまぐるしい逆コースといわれる出来事でした。

つまり、「書簡」と政令201号は、戦後民主化政策から冷戦体制への大転換の一つとして、公務員労働組合の弱体化を意図し発せられたのでした。そして反動的自治体労働者論は、その理由として、ないしはイデオロギーとして生まれ、かつ最大限に活用されたのでした。その攻撃の本質が今も続いていることは、皆さんも実感されていることと思います。

2 民主的自治体労働者論の萌芽と、「全体の奉仕者」への嫌悪・反発、機械的自治体労働者論の形成

自治研活動は、民主的自治体労働者論を模索・探求する契機となった

1957年にスタートした自治研活動は、民主的自治体労働者論を模索・探求する契

機になりました。私は、そのことから自治研活動の創始は歴史的意義を持つものであると考えています。

歴史的な第1回全国自治研集会の助言者であった宮本憲一先生がこんなことを言っています。

地方自治研究集会はこれまで経済要求を主体にしていた自治体労働者が、国民に奉仕するという自分の特殊な側面に気がつき、地方自治という政治課題に取り組んだという点で世界に公務員労働者の運動にとって重要な意義を持っている（自治労第1回自治研集会議事録）。

また宮本憲一先生はその労働の特殊性を日本国憲法に由来するものとしてこんなこともいっていました。

第1回自治研全国集会が甲府で開かれた時、朝日新聞は「お役人の反省」と書いた。当時地方公務員はお役人だった。だけど地方自治研究集会をやる過程であらためて憲法を読み直すということが行われて、そこで初めて公務員というのは特定の個人に奉仕するのではなく全体の奉仕者だという憲法の規定を身に付けるということが始まった（2016年第20回静岡地方自治研究集会記念講演）。

自治研活動で議論された「お役人と労働者」という二面性論

宮本憲一先生は自治労の第1回全国自治研集会をやるにあたって、自治労本部から相談を受け、共に参画した歴史的な研究者です。宮本先生の話では、自治労からの相

談には小沢辰男先生も加わっていたとのこと。宮本先生から当時の話を伺いましたが、自治体労働者の労働の特殊な側面は「お役人と労働者」といういわゆる二面性論として議論されたそうでした。

今、私が話したように、この二面性論での自治研集会での議論は、自治体労働者が労働者としての自覚に目覚め、威張りたがるお役人意識を払拭し、「全体の奉仕者」という憲法の規定を身に付けることの始まりとなったのでした。

当時、宮本先生や小沢先生も加わり作成した「自治研の手引き」から、ちょっと長くなりますがこのことをさらに紹介します。

自治体労働者は客観的に見れば明らかに役人と労働者という二面性を持っている。しかし自治研活動の重要性に気づいている自治体職員や経済闘争に実績を上げている自治体労働者にとっては、二面性の問題、矛盾が自覚されているが、まだ全体としての自治体労働者は二面性どころか一面性（矛盾を理解しないお役人）しか持っていないのではないのか。だから自治体職員は自治研活動に取り組むことによって、行政（仕事）を通じて支配の仕組みを知り、そして自分は労働者などと威張っているが、やっている仕事からいうと、いかに他の労働者や農民など住民をやっつける仕事のお手伝いをさせられているかを知ることになる・・・・・・今の自治体が住民のための地方自治を実現するような自治体になっていないから、名前は公務員でも、実際は住民に奉仕しないで政府や独占資本の利益に奉仕するような役人にさせられていると断言してもいいのかもしれない。いまや政府・独占資本は自治体をできるだけ自分の言うことを聞くよ

うな自治体にしようとし、「地方公務員」をもお上の言うことだけを聞くような「お役人」にしようとしている。・・・・・・現在の段階で最も必要なことは、自治体労働者の持つ一面性（お役人）から二面性（お役人と労働者）に高められることである。つまり自治体労働者が組合活動に参加するときだけでなく、日常の行政（仕事）の上でも階級的な意識（質）をしっかりと持つことである。（自治労自治研の手引き 1958年11月30日）

公務労働や公共性論を学際的に探求する研究者のかたがたは、この「二面性論」が公務労働の二重性を探求する契機となった、とその歴史的意義に関し述べておられます。

宮本先生は、当時を振り返りながら、自治研活動は住民に威張りたがるお役人意識を払拭し、労働者意識を高め「全体の奉仕者」を取り戻す取り組みだった、といわれていました。

やがて二面性論は、「お役人から労働者へ」のフレーズで労働者性を強調するものに進展

しかし、この「二面性論」は、宮本先生がいうお役人意識を払拭し、労働者意識を高め、「全体の奉仕者」を取り戻す、ということから、やがて一面的に労働者性を強調するものへと進展していきました。使われた言葉は「お役人から労働者へ」というものでした。

1961年に自治労の自治研の手引き改訂版が出されました。その中で「住民のための自治体行政は何も自治研活動をしなくても労働組合本来の権利意識によってでき

るものであり自治研活動はこういう意識に雑音を吹き込むものだ、という意見もある」と触れられました。

やがて素朴ともいえるこの反動的自治体労働者論に対する嫌悪は自治労中央執行部によって理論化されていきます。それが「全体の奉仕者性」と「労働者性」を対立させ一面的に労働者性を強調する機械的自治体労働者論とよばれるものです。

3 民主的自治体労働者論の学際的探求のはじまり

民主的自治体労働者論の探求で積極的役割を發揮した自治体問題研究所

大阪衛都連や研究者などによって1963年に自治体問題研究所が発足しました。民主的自治体労働者論を労働組合運動の現場から、また学際的に探求する上でこの研究所は大きな役割を發揮しました。

1968年の第5回自治体学校で芝田進午先生（当時法政大学教授）が科学的社会主義の立場から「公務員労働者論」を講義しました。歴史のエポックをなすもので民主的自治体労働者論に関する議論を發展させました。

内容は「国家の機能と国家による共同事務の包摂、租税の性格」や「公務員労働者の搾取論」「公務員労働運動の性格」などで、私は非常に難解な提起だな、と記憶しています。

しかしそこからその後に示された「公務員労働者は住民に『奉仕』すべき関係にあるのか」や「公務員は搾取されているのか」「自治体労働組合運動の位置と役割」「合理

化のとらえ方」（芝田進午編 「公務労働・現代に生きる自治体労働者」1970年自治体研究社）などの論点は、研究者にとどまらず自治体労働者や労働組合で大いに議論になりました。

時代の制約を背景にしつつ、議論では理論と実践を統一させる苦悩、また意気込みが示された

当時、まともな自治体労働者の全国産別組織がない下で、この議論の場は、民主的自治体労働者論を自治体労働組合運動の場で發展させ、かつ実践する上で重要なものであったと思います。

とりわけ議論をよんだのは「自治体労働者は権力に対しては搾取・非搾取の関係にあります。住民に対しては彼らの税金によって生活が支えられており、奉仕すべき関係にあります。そういう意味で自治体労働者の権利の拡大、労働条件の向上は、住民の権利の拡大、生活の向上につながると思います」というものでした。

自治体問題研究所が発行する「住民と自治」誌が1969年に共同討論を行いました。参加者は有田光雄、遠藤晃、芝田進午、戸木田嘉久先生たち、運動家として確か当時横浜市従業員組合の中島利重さんでした。

それぞれ率直に討論されたのですが特徴的なものを紹介します。

自治体労働者の特殊性ですが・・・・・・これらは権力と住民の間のもろ刃の剣、剣の役割を果たす性格を持っている。だからやはり基本的な労働者階級としての立場というのが強調されるべきで、特殊性だけが前面に出る

のはどうかと思います。

奉仕、被奉仕という関係ではなくて、共通の敵に対する階級的な統一というとらえ方必要なんじゃないでしょうか。

自治体労働者の生活が住民の税金によって支えられているから住民に奉仕すべきだといわれている点、これは僕らが理事者との団体交渉で理事者から出されてくる「君たちは税金によって養われているのだから、ほどほどにしたほうが良い」といういい方と同じ。生活の源泉が税金だから住民に奉仕すべきだと展開されたのでは実践上困る。

実に率直な議論でした。これをどうみるのか。歴史上の出来事の評価を、歴史の高みから見るとは慎重にすべき、ないしはそう見るべきではない、といわれます。私もそう思います。時代の制約を含め当時の到達点だったと私は理解し認識を深めました。

大事なことは、率直なこれらの議論が、反動的自治体労働者論、機械的自治体労働者論を実践的に検証する過程となり、次の時代における自治体労働者像を探求する糧となったことでした。それぞれの先生方はその後、民主的自治体労働者論を実践上はもとより、学際的な立場から発展させる上で活躍されました。敬意を表したいと思います。

4 民主的自治体論・民主的自治体労働者論の生成

日本共産党による「住民本位の行政を効率的な機構で一地方自治体の人件費問題その他をめぐり日本共産党の見解 宮本談話」

(1975年3月22日)の発表

日本共産党が1975年3月22日、「住民本位の行政を効率的な機構で一地方自治体の人件費問題その他をめぐり日本共産党の見解」を発表しました。宮本談話というものです。

これは大阪衛都連行動綱領（草案）や京都府職労の「執行者論」など、戦後の自治体労働組合運動が模索し探求してきた自治体労働者論の総決算的性格を持ち、公務労働論の学際的探求にとっても、時代史的意義を持つものでした。

民主的自治体労働者論に加え民主的自治体論に関しても言及していましたが、ここでは多くは触れません。

見解の性格

日本共産党は何故「見解」を出したのでしょうか。見解の性格から見てみます。政党が発表したものですので丁寧な扱われねばなりません。日本共産党が発行する当時の機関紙「赤旗」から紹介します。

自民党が地方財政の危機、地方公務員の人件費問題を革新自治体攻撃に最大限に利用してきているという状況の中で、自民党の欺瞞的な攻撃に反撃すると同時に、革新地方自治をいっそう発展させるという立場から、地方自治体の人件費や行政のあり方、さらに自治体労働者と労働組合運動のあり方などについての新しい積極的な提言を行ったもの（赤旗主張 1975年3月27日）。

「見解」の基本点

歴史的に重要なものですからさらにここで「見解」の基本的な点を紹介しておきます。これもまた日本共産党の幹部の方が直接要約したものを紹介します。

基本点の第一は、自治体労働者は労働者であると共に「全体の奉仕者」としての職務を担っていることを明確にした。これは戦前と異なる民主主義的原則で、自治体労働者は勤労者としての基本的権利の保障はきっちり確立されなければならないと同時に、住民奉仕の行政を積極的に進めなければならない任務を持っている。

第二は、「全体の奉仕者」としての職務を持つ自治体労働者は、労働者の生活と権利を守ると共に、自民党政府や地方政治における反動勢力が、地方自治を踏みにじって大企業奉仕の行政を押し付けることに対しては批判し、民主勢力と共同して地方政治革新のために積極的にたたかう必要がある。同時に日常の職務の遂行の上でも、住民自治と住民福祉への行政が行われるように改善を図っていく。

第三は、自治体労働者は一般民間の労働者とはその置かれている立場が違う。一般の民間労働者は資本と労働の階級対立としての労働条件をめぐるたたかいがある。しかし自治体労働者はそうではなく、その給与が住民の納税で賄われている以上、賃金その他の労働条件を住民の支持と理解を得られる適正なものにするべきである。

第四は、住民本位の行政を効率的な機構でということ、職員定数の問題も住民福祉に直結する部門と大企業奉仕の部門とでこれを一律的に考えるべきでない。給与体系も「上厚下薄」は改める。正当な手当については条

例化させ問題のあるものは勇気を持って自ら改める。（「議会と自治体」1999年2月 新日本出版社）。

「見解」は自治労執行部との「論争」で実践的にも理論的にも発展した

日本共産党が「見解」をだしたその三日後、自治労中央本部から「日本共産党の宮本委員長談話についての自治労の見解」が発表されました。

自治労執行部「見解」の内容に多くは触れませんが、その根底は自治体労働者が持つ「全体の奉仕者性」と「労働者性」を対立させたものでした。さらに自治体労働組合運動の領域を我が物とする領地主義、自治労の政治方針である「特定政党支持」路線や反共主義からの「反論」だったと思います。自治体労働者が持つ「全体の奉仕者性」に関しては、かつての自治研活動で自治労自身が主張していたことですから、「論争」というより日本共産党への反発といえます。

これを機会に、自治労の中央委員会や定期大会、自治労自治研集会では、民主的自治体労働者論を踏まえた運動の実践に関する発言には、野次と怒号が飛び交いました。時には殴りあいもあるすさまじいものです。しかし面白いものです。そのため、逆に運動の現場では民主的自治体労働者論の実践が進む、ということになりました。

この「論争」で日本共産党は、さらに民主的自治体労働者論を実践的にも理論的にも発展させたといえます。その内容を先に続いて紹介します。

第一は、自治労は、自治体労働者と地域住民とは地方自治を良くするための共同作業体だとする独特の議論を展開した。しかし地方自治の拡大のために自治体労働者が住民と共同するという運動論は、行政に直接かわり住民奉仕の行政を積極的に行う自治体労働者と地域住民を同列に置くことによって、事実上「全体の奉仕者」の職務という行政論を否定したもの。

第二は、自治労は、すべての住民のサービスのための改革も「合理化」と規定。一般企業の「合理化」は資本の利潤追求、搾取の強化が目的。しかし自治体における住民全体の利益に立つ効率的な行政機構の実現は、利潤追求の目的に立つものではない。その意味では自治体が行う「合理化」が地域住民の利益に立つものであるのかないのかという点での分析と判断が大切であり、それを一般企業における「合理化」と同列視して機械的に反発するのは行政論の否定である。

第三は、自治労は雇用しているのは自治体であり、われわれはそこに働く労働者であると、労使関係は「純然たる労使関係」と提起した。民間企業と自治体との違いを理解せず「純然たる労使関係」論の立場に立ったら、「賃金要求の原則」だけを主張して行政論の見地を全く無視することになる。これでは自治体労働者と住民の対立を激化させようとする反動勢力の分断策動に乗ぜられる。

第四は、自治労は自治体の「国民支配機構」論を出した。これは自治体に政府の支配機構としての面と住民の利益を守るという二つの面があるという自治体の二面性を無視する議論で無知をさらけ出す議論である。困難な中でも可能性を追求して地域住民の利益をまもる努力をしなければならないという地方自治

体の任務を否定する議論である。（「議会と自治体」1999年2月 新日本出版社）。

IV 民主的自治体労働者論は、自治労連が誕生したことで、戦後初めて全国規模で系統的に実践され発展した

1 時代が求めたナショナルセンター全労連の結成と全国産別組織自治労連の結成

—自治労連は、労働組合に必要な「三原則」と民主的自治体労働者論を掲げ、支配層と戦うために生まれた—

戦後自治体労働組合運動の歴史で初めて、労働組合の「基本的な三原則」と民主的自治体労働者論の立場に立つ全国産別組織が誕生した（1989年11月15日 全国連絡協第2回総会・1990年8月23日—24日 全国連絡協第3回総会・連合体産別組織に移行）

いよいよ最後の章に入ります。民主的自治体労働者論は自治労連が生まれたことで、戦後初めて全国産別組織によって実践されることになりました。自治労連が生まれたことで民主的自治体労働者論は実践的にも理論的にもいっそう発展しました。また、自治労連は民主的自治体労働者論があることによって、職場や地域から信頼を得ることができました。

では全労連や自治労連は何故生まれたのでしょうか。歴史的な文書ですので性格に読んでいただければと思います。

73年からの二度にわたるオイルショック

2019年1月22日

を契機として日本の政治経済の矛盾が一気に噴出しました。これを深刻な危機として受け止めた政府・財界は、矛盾の解決策として「西側の一員論」の立場をいっそう強めながら「経済構造調整」と臨調行革を軸にして、労働者・国民に犠牲を強いる諸政策を推し進めました。同時に、労働者・国民の反撃を恐れ、これを封じるために労働組合の取り込み、変質と労働戦線の分断に力を注いできました。これらの諸政策を支持し協力する労働組合が中心になって、「全的統一」と言いながら、たたかう労働者と労働組合を選別し排除する労働戦線の再編成を行ってきました。私たちはそれを断固として拒否し、働くものの利益を守ってたたかう労働組合の全国中央組織として全労連を結成しました。……今大切なことは思想・信条の違いを越えて要求実現のために自主的・恒常的に団結する組織として生まれたという労働組合の原点に立ち戻ることです。私たちは労働者の団結を最大限に保障する「資本からの独立」「政党からの独立」「一致する要求に基づく行動の統一」という三つの原則を堅持します。(全労連行動綱領 「希望に輝く未来のために」 1989年11月21日)

自治労連はナショナルセンター全労連の確立と、自治労綱領三原則をはじめとする自治体労働組合運動の積極的伝統を継承・発展させ、自治体労働者と地域住民の利益をまもる自治体労働組合の任務を引き続き果たして行くため結成された。(1989年3月17日全国連絡協結成宣言)。

われわれは、地域住民の生活と権利をまもる自治体労働者の基本的立場と責務を自覚し、地域住民と団結して、民主的自治体確立の

ためたかう。(自治労連行動綱領 1992年8月27日)。

80年代の変化のキーワードは国際化、情報化というものでした。インフォメーションテクノロジーは今では当たり前で、むしろこの表現は古く感じることでしょう。コンピューター化で国家の障壁が段々なくなり国際化が進展する。文献にはその言葉が氾濫していました。

経済的にはイギリスからそしてアメリカで小さな政府、市場競争、自己責任の言葉で新自由主義が始まりました。日本の支配層もそれに照応した改革を本格的に始めました。

政治改革は二大政党制と小選挙区制、地方自治体では地方分権と新自由主義的構造改革が進展しました。官から民へと自治体構造改革が進み、地方分権はそのツールとして利用されたように思います。市町村合併やNPT行革、三位一体改革、正規から非正規労働者への置き換えなどでみなさんも実感されているのではないのでしょうか。

全労連と自治労連は政府・財界のこれらの諸政策と対峙したたたかうため生まれたのでした。



1989年3月17日に結成された全国連絡協

2 民主的自治体労働者論を要求・政

策・運動化した自治労連

「自治体労働者の権利宣言案」の決定（1995年8月 自治労連第13回定期大会）

自治労連は1995年8月、第13回定期大会で「自治体労働者の権利宣言案」を決定しました。

これの肝は何か。「権利宣言案」は地方組織の書記長クラスをあつめ作成されました。今でも覚えているのですがある人から「君は『全体の奉仕者』ということを権利としてとらえているか」と言われました。当時質問した人に「失礼な人だな」と思ったのですが、議論はそこから始まったのでした。

今の若い役員の方は民主的自治体労働者論を「滅私奉公だ」と受け取る、と聞いたことがあります。もちろん冗談交じりのことと思うのですが、違いますね。間違いです。

「権利宣言案」の持つ意義のひとつはそのことです。「権利宣言案」が持つ第一の意義は「住民全体に奉仕」（憲法15条）する職務を自治体労働者が持つ権利と位置づけ、その職務は自治体労働者の人として権利、労働者の権利と結びついて発揮されること、を明らかにしたことです。

民主的自治体労働者論そのものではないが、として次の内容を指摘しています。

第一、「憲法遵守の義務」（憲法99条）を担い、「地方自治の本旨」（同92条）の実現を目指す自治体労働者は、その基本的な諸権利の回復と確立をはかることを求めている。

第二、それは何よりも自治体労働者の人と

して、労働者としての健康で文化的な生活の保障をめざす戦いにとって重要であり、同時に「住民全体の奉仕者」（同15条）として、地域住民の生活と権利を守る職務を、誇りを持って進めるうえでも重要だからである。

第三、「憲法と地方自治擁護」の国民的共同のたたかいで積極的役割を果たすことができる。

加えて「権利宣言案」は行政論の見地からも自治体労働者が持つ権利の重要性に触れました。それは次の点です。

私たち自治体労働者は、政治的・市民的自由をはじめとする基本的人権と労働基本権が「国民全体に奉仕する」職務を遂行するための権利と統一され、一体のものとして保障されてこそすべての住民の願いと期待に応えることができる。……そのためとりわけ「参加と意見表明権」、「研修・研究と住民への報告権」「不当な職務命令への拒否権」などが必要である。

かつて日本国憲法が制定された当時、国家公務員の服務の宣誓は「私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法に服従し、かつこれを擁護することを固く誓います。私は、国民全体の奉仕者として公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、国民の意志によって制定された法律を尊重し、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います」というものでした。

ところが1966年にこれが改悪されました。「日本国憲法に服従し」の文言がなくなりました。変わって、「公共の利益のため」

に、になり、「上司の職務命令に従うこと」、
が新たに加わっています。かつての改悪前
の国家公務員法には「上司への意見の具申」
の項目がありましたが、改悪された国公法
からはそれが消えました。上司への服従、
もっと言えば「権力への服従」が強められ
たのでした。

こうした下で行政論からの権利を求める
「権利宣言案」の立場が、いかに重要な意
味を持つのか、理解できると思います。

「地方自治憲章案」の発表（1997年3
月1日 地方自治憲章運動を進める会 第
4回全国地方自治研究集会の場）。1957
年に創始された自治研活動の志が集大成さ
れた。

また自治労連は1997年3月、「地方自
治憲章案」を発表しました。今みなさんは
憲法キャラバンで地方自治体の首長さんや
関係者の方々と懇談・協議を行っています。
私はその際この「地方自治憲章案」を配っ
て欲しいと思います。それくらい自慢でき
るものです。

自治労連は1993年、全国自治研集会
を主催する20団体と共に、憲法と地方自
治への攻撃を跳ね返し「改めて地方自治と
は何か」を明らかにする「地方自治憲章」
運動を呼びかけました。

その後、広範な団体や研究者、住民、自
治体関係者、自治体労働組合が集団で「地
方自治憲章案」を検討しました。その到達
点として発表されたのが「地方自治憲章案」
です。

どこが素晴らしいのか、それは、日本国
憲法が示す地方自治、地方自治体の姿を具

体的に示したからです。研究者の方は、抽
象的な地方自治の本旨、住民自治と団体自
治の内容を明示した、といいます。いって
みれば1957年に自治研活動が創始され
た時の志がここで実ったということになる
わけです。首長さんや自治体関係者にこれ
を配って欲しいと冒頭にいった意味はここ
にあるのです。必ず自治労連への信頼は高
まります。

自治労連は新自由主義的「構造改革」と対
峙し、民主的自治体労働者論の見地を踏ま
え、全国運動を展開した

自治労連は結成以来、民主的自治体労働
者論の見地を踏まえ全国運動を展開しまし
た。そして民主的自治体労働者論を、実践
を通して運動論でも理論的にも発展させて
きました。

特に地方自治体に関わる正規自治体労働
者、非正規自治体労働者のすべての自治体
公務公共関係労働者がその実践に加わった
ことは特筆すべきことです。

自治労連は、「暮らしと地方自治擁護の全
国運動」を1995年に提起して以来、2
001年に「こんな地域と日本をつくりた
い運動」、2006年に「見直そう・問い直
そう・仕事と住民の安全・安心の運動」、2
008年に「いのちと地域を守る大運動」、
2010年に「怒りと誇りの大運動」、20
13年に「憲法を生かし住民生活をまもる
『特別な任務』を実践する運動」など呼び
かけ運動を実践しました。

新自由主義的「構造改革」、自治体「構造
改革」が嵐のように自治体を覆いました。
市町村合併、NPM「行革」、三位一体改革

などで自治体労働者や自治体労働組合はた
たかいぬきました。その運動の軸に民主的
自治体労働者論が座り職場や地域で自治労
連は信頼を深めたと実感しています。

私がここで強調したいのは「怒りと誇り
の大運動」です。このたたかいは正規、非
正規地方自治体公務公共関係労働者が一体
となり取り組んだものです。言葉を変えれ
ば民主的自治体労働者論の実践を、正規、
非正規自治体公務公共関係労働者が一緒
になって行ったということです。

自治労連は民主的自治体労働者論を、正
規、非正規、現業、非現業、関係なく共に
実践する立場で運動を具体化しています。
しかし民主的自治体労働者論を学際的に探
求する方々の間には実に悩ましい議論が存
在しています。「公務労働の範疇」とよべ
ます。

どういうものか、多少長くなりますが資
料を紹介します。二点です。

このように公務労働から国家的統治の権力
関係を捨象するなら、公務労働はいわゆる国
家公務員法、地方公務員法の範疇に属する「公
務員」・公務労働の範疇を超えてはるかに広い
範囲の労働者を含むこととなる。……例
えば私立の学校や保育所のようにその形態は
私企業の形態をとっていても、あるいは私鉄、
新聞、病院、生協など公共的性格を持った経
営の労働者もすべて公務労働のカテゴリーに
属することとなろう。したがって公務労働概
念が極めて不明確になり「とめどなく拡散し
多様化してしまった今日の公務労働に、統一
的・画一的原理を擬することはもはや適切で
も有効でもないことが認められよう」(中山和
久 (基本法コメンタール・地方公務員法)

などという疑念が提起されたとしてもあなが
ち見当はずれということとはできない。……
しかしこのように公務労働をその質的側面
のみ把握して、現実の権力関係を全く捨象す
る見地は正しいとはいえない。公務労働とは本
来、国家的統治を担う行政労働そのものである。
そこには国家・自治体の権力関係が前提
にあるのであって、その限りでは、現実の国
家公務員法、地方公務員法をはじめ若干の公
営企業関係労働法による雇用形態の下にある
公務労働に関わる問題である。(有田光雄「公
共性と公務労働の探求」白石書店)。

国家公務員労働者とは、当局から任命され、
現業、非現業の公職について国家に勤務する
ものをいう。国家公務員労働者、公共職員労働
者又は公共業務員とは、国家又は地方当局
によって雇用され、給与が国民の予算から支
払われるか、又は付属法の適用を受けるもの
をいう。(第1回公務員インターにおける公務
員労働者の定義から 1955年ウイーン)。

60年代から議論されたようですが、他
の論点と同様に、この問題も結論は出てい
ないといわれます。

公務労働といったときには権力関係から
見なければいけない。質からみると私立の
公共的なものがすべて含まれてしまうでは
ないか、という考え方があるのです。

しかし私たちの実践はこうした議論の先
を走っているように思います。現に、保育
士さんの「雇い止め」の際は、父母の方々
が保育内容を低下させない立場から「雇い
止め」に反対し、たたかいに参加してくれ
ます。妊産婦の時差出勤や賃金の問題では
「おなかの子供は生まれる前から差別され

ている」と誇り、働き甲斐への怒りを当局にぶつけ、また「父母に喜ばれる良い保育がしたい、現に正規の保育労働者と同様に責任を果たしている」と公務労働そのものを前面に出して非正規の保育士さんたちがたたかっています。

公立保育所の民間委託が計画されたある自治体では、正規の保育士さんを抱える自治体労働組合がたたかわないもとで、非正規の保育士さんたちが自治体一般労働組合を立ち上げ、父母と共に立ち上がり、その攻撃を押し返した事例もあります。山陰地方の県都で起こった出来事です。

最近心強い意見が出ました。自治労連・地方自治問題研究機構が発行する「自治と分権」誌に、晴山一穂先生が小論を出しました。公務員の憲法尊重擁護義務に関するものです。私の認識で要約したその一部を紹介します。憲法学説も晴山先生が引用したものです。

指定管理者が公の施設の管理を行っている場合。利用許可証の発行という行政処分を指定管理者が行う。地方自治法では指定管理者も地方自治体と同様の法的規制の下に置かれるので、自治体職員同様指定管理者にも当てはまる。憲法尊重擁護義務が課せられることになる。

民間委託、民営化、第三セクター、非公務員型独法。ある時点まで義務を負う公務員が行ってきた公的・公共的義務が、民間化されたとたんに憲法尊重擁護義務が課せられなくなるというのも、不合理なこと。業務の性格が変わらない限り民間化された場合でも、当該業務を担う民間人は、憲法99条の「公務員」に含まれる。あるいは準ずるという解釈

を通して、これらの民間人も憲法尊重擁護義務を負うべき。

憲法学説。99条の公務員とは。「公共事業体の職員のように、多かれ少なかれ公的性格を有する職種に従事するものは、ここにいう『公務員』に含まれると解すべき」（1978年「日本国憲法」宮沢俊義 芦部信喜）

民主的自治体労働者論の理論的發展のため、学際的な議論と検討はこれからも必要だと思います。しかし私は、民主的自治体労働者論は、公務・公共性に共に責任を担う自治体公務公共関係労働者が、つまり正規も非正規も一緒になって実践するものだと考えています。

3 運動論と行政論が統一され、民主的自治体労働者論は全国で実践された

決めるのは主権者である住民、市町村合併問題で自治体労働者の役割を発揮

自治労連は中央、地方で、民主的自治体労働者論の運動論と行政論を統一したたかいました。自治体構造改革とたたかった三つの分野についてお話をします。

最初です。自治労連は、自治省（当時）から地方自治体に市町村合併が押しつけられる下で、あくまで合併の是非を決めるのは主権者である住民なのだ、という立場を貫きたたかいました。

2000年6月、自治労連は政府・財界の市町村への合併の押し付けとどうたたかうのか「自治労連の考え方」を確認しました。

その内容の基本は、「市町村合併の押し付

けには断固反対する」、そして「合併の是非は主権者である住民が決める」、自治体労働組合や自治体公務公共関係労働者は「専門的な力を発揮して、住民に情報を知らせ市町村合併の住民への影響の検証、住民と共に『まちづくり』を議論し、自治体、公務労働を考える契機にする」というものでした。

どんな地域をつくるのか、自治体労働組合は住民の方たちと向き合う場合、「住民を真ん中に」という立場を貫きます。当たり前になっています。この方針は90年代のたたかひの教訓から導かれた方針でもありました。

当時、自治労連埼玉県本部のたたかひが全国に激励を与えたように記憶しています。

自治体労働者が担う「職務」と、勇気を持って向き合った自治体労働組合

次は生活保護に関するたたかひです。私はどこに行ってもこの話をするのですが、それは、そのたたかひで組合からの脱退者が出るかもしれない、という局面でのたたかひであったからです。

大阪・貝塚市職員労働組合のたたかひです。08年2月、生活保護受給者から辞退届けが数多く出る出来事がありました。マスコミから批判が殺到しました。大阪自治労連など弁護士を含む団体が、その異常さで貝塚市に調査に入りました。当然福祉事務所のケースワーカーの方々の仕事の内容が調査されます。現場では「組合はどっちの味方なのだ」という意見が出ました。貝塚市職労は「ひとりの組合脱退者も出さない」決意で、「何が問題なのか一緒に考えよう」と職場に入り懇談しました。問題の根

には、評価制度で自らの評価を高めたいという担当課長の姿勢があること、担当する保護世帯の受け持ち件数が異常に多いことなどが分かりました。またケースワーカーからは研修を充実させることなど、自らのスキルを高める要望も出されたそうです。職場から出された問題や要望、意見は、組合の交渉の場で当局と議論されました。

社会的批判があったにせよ、組合員である自治体労働者が担った「職務」そのものを、抽象的にではなく具体的に自治体労働組合が向き合い検証することは勇気がともなうと思います。貝塚市職労は大阪自治労連と共にそれを実践したのでした。

災害の被災者に、本能的に「奉仕」する職員に寄り添い、徹底して職員を支えた自治体労働組合

皆さんも読まれたと思いますが「3・11岩手 自治体職員の証言と記録」(自治労連・岩手自治労連編 大月書店)という出版物があります。その中に大槌町の保健師さんの手記が載っています。そのごく一部を紹介します。

目を閉じると考えてしまうのだ。子どもたちの元へ飛んでいきこの手で抱きしめたいという強い衝動に駆られた。……しかし公務員である。全体の奉仕者という宣誓書が私の心を家族から遠ざけた。私は子供たちを不安や恐怖から解放してあげられない愚かな親だった。(大槌町 保健師)。

当時、究極の局面で、公務員として本能的に「奉仕」した出来事が数多くありまし

た。そして岩手自治労連や当該の自治体労働組合は、徹底してそうした職員に寄り添ったのでした。

忘れることのできない言葉があります。それは「私たちは自治労連の組合で本当によかったと思っています。それは『支援』をたくさん受けてきたからでなく『地域と共に、住民とともに歩む』という自治労連の基本、これをあらためて震災から学んだからです」（2013年8月自治労連定期大会 大槌町職員労働組合発言）というものです。

民主的自治体労働者論の実践、ということではありますが、しかしそうした語彙では言い尽くせない、胸に迫る岩手自治労連の言葉でした。大会では顧問の席で発言を聞いていましたが、今でも鮮明に覚えている出来事です。

最後に 単組、地方組織、自治労連の組織と運動の強化を

最後に自治研活動を発展させる上で、単組や地方組織、自治労連の組織と運動の強化が必要ではないかと考えていることを申し上げます。

以前、自治労の地方分権の推進と自治研活動、というものをよんだことがあります。自治研の手引き、という位置づけを持ったものです。

おそらく自治研活動を進めるうえでの情勢認識だと思いますが、地方分権との関わりで「市民自治の社会をつくる」という言葉がありました。それは地方分権で、「質の高い公共サービスを市民・企業・行政・組合で担う時代へ」とした時代認識です。

要約すると、「自治体では外部委託が強力に進められた」、「多様化する市民の生活ニーズに対応するため民間企業による公共サービスの提供が拡大している」、「公共サービスの受け手とみなされた市民が公共サービスの担い手として登場している、(NPOや市民団体)」、したがって「地域において質の高い公共サービスを実現させるためには市民・企業・行政・組合が協同する時代になったといえる」というものです。

議論が必要かと思いますが、私はこのことを、研究者のあいだでも議論になっているいわゆる新しい公共空間論かな、と感じました。公共性の担い手を国家、経済・市場、自立した市民社会として位置づけた「新しい公共空間」論です。

総務省は自治体構造改革を推進しているさなかの2005年に、「分権社会に対応した地方行政組織の運営の刷新に関する研究会」報告を発表しています。その中で「新しい公共」は「簡素で効率的な行政」として位置づけられていました。私は地方分権とは言うけれど、これがどうしても「小さな政府」と重なって見えてしまった記憶があります。

2000年代初頭、地方自治体に「官から民へ」「国から地方へ」の掛け声で自治体構造改革の嵐が吹き荒れました。

「官から民へ」は規制緩和、市場原理、弱肉強食、自己責任の新自由主義です。「国から地方へ」は地方分権でしたが、「官から民へ」と一体に提起され新自由主義に飲み込まれました。つまり、地方分権は新自由主義のツールとして利用されたのではない、というのが私の実感です。集中改革プランで20万人を超す職員が削減され、非

正規職員への置き換えが進みました。三位一体改革と指定管理者制度や地方独立行政法人の制度化など、地方自治体や自治体労働組合はその対応に追われたのではないのでしょうか。

自治労の自治研の手引きではもちろん、規制緩和の中で始まっている公共サービスの民営化など無原則的に認めることはできない、始めに「民営化ありき」でなく地域内で合意が必要であることなど触れています。しかしまず、時代認識を含め原則論、実践論のところで検討、深めることが必要なのではないか、と、読んで思いました。

自治労連はすでに触れましたが、「地方自治憲章案」で地方自治の原則論や「地方自治の本旨」の具体的内容について明らかにしています。どのような地域をつくるのかは「こんな地域と日本をつくりたい」でその具体的内容を明示しています。そして運動論ではさまざまな「全国運動」で皆さんは実践しています。今、すすめている「憲法キャラバン」での地方自治体関係者との懇談協議は極めて重要です。そして最も重要な事は、政府、財界、そして総務省を通じて出される新自由主義的構造改革としっかり向き合い正面からたたかっていることです。

すでに触れましたが繰り返します。自治研活動とは公務公共業務を担う自治体公務公共関係労働者が、自らの仕事を住民の立場で見直し、住民と一緒に職場・地域を良くする、そして働き甲斐を高める運動です。日本国憲法、地方自治を職場と地域に活かす運動です。形態は全国で、地方で、職場で、地域で、かつ多様に実施されます。それをできるのは労働組合の基本的

原則である「三原則」と、自治研活動を創始した先人の志を継承した全国産別組織自治労連、地方組織、単組です。そのことを申し上げ終わります。

追記

当日の講演は、時間の関係で、配布した詳細な資料を参加者のみなさんに読んでいただきながら行ったものです。したがって講演録をつくるにあたり、その詳細な資料を挿入し補強を加えました。長めのものになりましたが最後まで読んでいただければ幸いです。

以上